

## 第7回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和4年3月24日（木）10:00～12:26

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、  
中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、  
上田専門官ほか

4 議 題

- (1) 一般原則「分類の基準」について（その3）
- (2) 一般原則「事業所の定義」について（その2）
- (3) 「大分類K－不動産業，物品賃貸業」について
- (4) 「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業」について
- (5) 「大分類M－宿泊業，飲食サービス業」について
- (6) 「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」について
- (7) 「細分類 レッカー車業」の新設について（その2）
- (8) その他

5 議事概要

(1) 議題1 一般原則「分類の基準」について（その3）

事務局から資料1－1及び1－2に基づく一般原則の「分類の基準」に関する修正案の説明後に質疑応答が行われた。案3をベースに(3)の「生産された」の部分で「生産される」と修正した上で引き続き検討を行うこととされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 案3の「生産に投入される財又はサービスの種類」が良いと思う。「財」、「サービス」の生産には様々なサービスが投入されているのでサービスを明記するのは良いことと考える。案2の(1)のように「原材料の種類（サービスを含む）」とすると「原材料」の定義が曖昧になりそうなので、明記するのであれば案3の(1)が良いと考える。

ただし、原材料によって分類がなされているのは分かったが、投入される「サービス」によって実際に分類がなされているかどうかについて確認をしたい。

← 投入されるサービスにより分類される例としては「賃加工」が考えられるが、これは本来の製造業と一緒に分類するという事となっているので、そのように分けて分類していない。また、「物品賃貸業」も事業を行うときにリースサービスを用いて事業を行うことがあるが、「物品賃貸業」はどちらかというと商品の種類で分けているようなので典型的なものは確認できない。

ただし、ISICもそのようになっているようなので、概念として掲げておいても良いのではない

かと考えて提案させていただいている。

- 状況についても了解した。
- 案3が良いと考える。また、「生産される」を「生産された」に修正することについては、資料1-2の2ページの「※印」の説明に「生産された後に取り扱う産業に考慮して」とあるが、意味が分からない。「生産される」は現にその産業が生産しているものを言うが、「生産された」だと誰が生産したのかは不明だが、生産されたものというように読めて、意味が中途半端になるような気がするので、元々の「生産される」の方がよい。
- 一般的に「原材料」と書いた方が分かりやすいということもあるかもしれないが、案3の方が良い。
- 資料1-2の別紙2の「繊維工業」の衣服に関して、「生産される財又は提供されるサービス、種類（用途、機能等）」という基準により成人男子や成人女子の細分類項目があるが、これは、成人男子や成人女子別に生産する事業所が完全に分かれているということなのか。実際には、一つの事業所が「116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）」の「1161~1165」までを全て生産しているようなイメージを持っている。販売する側は紳士服と婦人服とで分かれているかもしれないが、生産される財の用途が違うからといって男子と女子、成人と子供とで分けることは、仮に一つの事業所でそれぞれが生産されていて生産技術も変わらないとすると、それで良いのかということになる。その点については今後検討するのか。
- 今の御指摘については今後の「卸売業」などの検討の際に議論するが、ここで例に挙げられているものについても用途によって事業所が違わないのであれば、現段階でも問題があるのではないかと。
  - ← 用途だけで分かれています、生産技術的には同じ事業所で生産されているかどうかを事務局では把握していない。また、製造業については既に1回目の検討は終了しているが、生産技術で分けるという基本的方針があるので、御指摘のような観点からの議論は必要だと考えている。
  - ← この点については事務局としても検討しているところでもあり、関係省庁と調整しつつ引き続き検討したいと考えているが、現時点で具体的な方向性を断言することはできない。残る検討チームにおける検討の中で可能な限り検討していきたい。
- 「分類の基準」については、今後の議論の中で問題点が明らかになれば、検討を終えた事項であっても、変更した方針は間違っているのではないかとというようなことが明らかになった時点で再度検討するということとしたい。
- 普段読んでいる文献等では「生産に投入される財又はサービスの種類」という表現が一般的であり、それに慣れているし、自分としては一番しっくりくるので、案3が良い。
  - また、「生産される」を「生産された」に変更することについては、わざわざ「生産された」と過去に限定するような表現にする必要はないのではないかと。
- 「分類の基準」の箇条書き部分の修正については、案3をベースとし、(3)の「生産された財又はサービス」の部分については、「生産された」ではなく、「生産される」とすることが良いのではないかとということで検討チーム共通の認識と整理したい。
  - 今後、実際の例を見ていった際にこの原則ではおかしいのではないかとというような意見が出てくれば、改めて検討するなど、柔軟に対応することとしたい。

(2) 議題2 一般原則「事業所の定義」について(その2)

事務局から資料2に基づく一般原則の「事業所の定義」に関する修正案の説明後に質疑応答が行われた。修正案は概ね了承されたが、表現ぶりに矛盾や重複部分が見られるので、そのようなことがない文章とするよう引き続き検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- よく整理されて明確になったと思う。資料2の2ページの「2. 現行 JSICにおける事業所の定義」の「(1) 想定」の1行目の「同一構内に1つ以上の経営主体が運営する施設」と「(2) 区画の設定」の本文の1行目の「各施設は1つ以上の経営主体が運営している」という二つの文章は、「経営主体」の数と「施設」の数とが逆転しているので、「各経営主体は1つ以上の施設を運営している」に修正した方が良い。
  - ← 御指摘のとおりであり、修正したい。
- 資料2 別紙【上記で設定した区画の範囲が不明瞭の場合】のフローチャートのうち、「経営諸帳簿が同一で分離できないか」の間に「Yes」と「No」の選択肢があるが、「Yes」を選択した場合の説明文は「複数の施設を合わせて一区画とする」と肯定的な内容となっている。しかしながら、英語では「Yes」の後ろには「問い」を肯定する文章が来て、「No」の後ろには否定する文章が来なくてはいけないので、そういう目で見ると資料の文章は逆になっている。選択肢を「はい」または「いいえ」にするか、「Yes」を選んだ場合の内容を「複数の施設を合わせて一区画とはしない」などとするかのいずれかにしないとイケないのではないか。
  - ← 御指摘を踏まえて修正したい。
- 「はい」又は「いいえ」で良いのではないか。
- 資料2の参考2のイメージ図の①のABC工業の例は、本社、工場及び作業所の3つがあって、その3つをまとめて一区画とするということだが、作業所と工場がそれぞれ経営諸帳簿を持っている場合、「経営主体」というのを一番考えて、一つの「事業所」になるということか。
  - ← 現行のJSICは場所概念を優先するので、仮にそれぞれが帳簿を持っていたとしても、まず場所を括って一つの「事業所」とされる。そのため、一つの事業所の中に複数のアクティビティーが含まれることがある。
- 作業所と工場の間道路があったりした場合には経営諸帳簿で判断するという定義であれば、そのことがはっきり分かるような記述にすれば良いと思う。
- 資料2の参考2の②の「同一構内に複数のテナントが入居している例」について、もし、ビルの管理会社がそこに管理事務所として人及び施設を有していれば、その区画は管理会社の事業所になり、有していなければその管理会社の事業所とはならず、ビルそのものは単なる他の事業所の設備になるという理解で良いか。
  - ← 資料2の参考2の後段におけるイメージ図のように、「構内(ビル)」を所有し、管理している事業所が別であれば、別の場所にあるその事業所をカウントすることになる。
- このビルが貸しビルの場合、管理人事務所を置いて掃除等の管理業務を行っていれば、管理人がいる場所が貸しビルオーナーの事業所に該当すると認識しているが、そのビルに管理会社の施設も人もない場合、つまり、人と設備がなければ事業所にはならないので単なる設備であり、その貸しビルは、他の場所に立地している事業所が持っている不動産、すなわち単なる設備と考えれば良いと

- ということか。人と設備がなければ事業所にはならず、単なる設備ということではどうか。
- ← そのとおりである。なお、人と設備があっても、例えば、建設工事を行っている現場の事務所は事業所とせず、別途それを管理している本社なり事務所なりを事業所とするように、そこで何かの作業を行っているからといって必ず事業所とするわけではないということは、JSICの例外としていくつか記述している。
- 例外的なものを除けば、人と設備があるということが事業所の条件ということか。また、無人販売所（自動販売機のみ置いてあるようなもの）は、事業所とはならないと理解してよいか。
- ← そのとおりである。自動販売機を管理し、代金を回収する人と設備がある事業所を事業所とするということになる。
- 先ほどの説明にあった「例外」の場合については、どのような形で明記されているのか。
- ← JSICの「一般原則」の第2項「事業所の定義」（25ページ）の後段から「しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。」として（1）～（10）まで10の形態が掲載されている。先ほど説明した建設現場の事務所の場合をどう考えるかについてもここに記述されている。
- 今回の改定の検討においては「原則」について議論しているが、「例外」についてもここに明記されるということか。
- ← そのとおりである。第5回検討チームで議論していただいた「ペーパーカンパニー」などもそこに記述することになっている。
- 資料2の3ページの修正案の文章について、第1パラグラフの（1）に「一定の場所すなわち一区画」とあって、これは一構内というのは最小の形態であれば一区画であり、その場合、「一定の場所」というのは一構内であり、一区画ということになる。一方、第2パラグラフにおいて「一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で…」とされている。これは一構内に複数の経営主体があれば、複数の「区画」があるということに認めているということなので、「一定の場所」には複数の区画が存在することを認めていることになる。そうすると、（1）では、「一定の場所」は一区画であると言いながら、（2）では「一定の場所」には複数の区画があるといっていることになり、「一定の場所すなわち一区画」とすることと矛盾する説明になるのではないかと。そうであれば、（1）の「一定の場所すなわち一区画」の「一定の場所すなわち」という部分は必要ないのではないかと。「単一の経営主体により一区画を占めて行われていること」が事業所であるということなのだから、それでも良いと理解するがそれは問題があるか。
- ← 「一定の場所」とは、単に「物理的な広がりを持った確定した範囲を持った場所」程度の意味と理解していた。資料の敷地（構内）と区画のイメージ図を見ていただいたように、敷地も構内も区画も物理的なものであるということには変わりはないが、ただし、区画は構内の部分集合のようなイメージであり、「一定」の趣旨はどこまでも広がって行くわけではなく、ある区切られた範囲という程度の意味と理解している。
- 後の方の文章で「一区画」の定義がなされているので、最初の（1）の部分は「単一の経営主体により一区画を占めて行われていること」として、後で一区画とはこういうことだと説明しても矛盾なく読めるのではないかと。また、資料のフローチャートにも「一定の場所」という表現は出てこないかと。必要ないのではないかと。

← 検討させていただきたい。

- 「定義」の要件に関する記述がその下の説明の文言と矛盾することのないように文章が作成されることが必要なので、この部分はそのような視点で再度検討してほしい。
- 資料2の修正案について、第3パラグラフの「上記の原則により区画を識別し難い場合、」以下の文章の内容と同じパラグラフの6行目の「これ以外で区画を識別し難い場合には、」以下の文章とは内容的に重複するのではないか。
  - ← 御指摘については、確認の上、修正する。
- 「事業所の定義」の修正案については、フローチャートも踏まえながら、矛盾のないように、また同じ内容の繰り返しのない文章にするという方針で再検討してほしい。

### (3) 議題3 「大分類K－不動産業，物品賃貸業」について

「大分類K 不動産業，物品賃貸業」について、事務局及び経済産業省から資料3－1～3－2に基づく改定案の説明が行われ、改定案は、特段の異議はなく、了承された。

### (4) 議題4 「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業」について

「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業」を担当する総務省（統計局）及び経済産業省から資料4－1～4－3に基づく改定案の説明後に質疑応答が行われ、内容例示の変更に関する改定案は了承された。また、「舞台制作技術サービス業」を細分類として新規立項することについては、名称、内容等に関する本日の意見を踏まえつつ、引き続き検討を行うこととされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「舞台制作技術サービス業」については、どういう分類にするか、ISICとの対応など国際分類との関係、量的基準のデータの精度など問題が多いように思う。
- 細分類として新規立項しようとしている「舞台制作技術サービス業」の名称について、分類項目の名称としては長いように思う。「舞台制作サービス業」とするなど、短くすることはできないか。
  - ← 名称については、舞台照明や音響などの装置を動かすという意味から「技術」を入れたいという政策原課からの提案を反映させたものである。「技術」という名称（ワーディング）にどれくらい拘りがあるかは業界団体に確認したい。また、「舞台制作サービス業」という名称が一般的ということであればそれも検討したい。
- 「舞台制作技術サービス業」として新規に定義しようとしている産業は、幅広い産業分類に紛れているということか。
  - ← そのとおりである。
- ということは、たくさんの産業に入っているものをそこから全て切り分けて集めるということか。それとも「08 設備工事業」のようなものから細分類レベルで取り出すということか。同じ工事でも舞台のために工事するのと別の目的で行う工事により産業を変えるべきだというように聞こえるが、そうであれば、同じ産業を目的・用途の違いで別の産業分類に位置付けるのは、生産物分類であるならともかく産業分類では供給側の観点からおかしい気がする。どのようなアクティビティを定義するのが見えてこない。
- また、仮にそのようなものがあつたとして、それをどこの産業に位置付けるのかを考えると、「749 その他の技術サービス業」も一つの案ということだが、市場規模はコロナの前であっても量的基準

を充足していないのではないかと思う。そもそも、これまで「7499 その他の技術サービス業」になかった産業であり、それまでなかったものを突然入れるということには違和感がある。また、「その他」の分類が増えることも賛成できない。さらに、「7499 その他の技術サービス業」には「プラントエンジニアリング」が入っており、そちらは業界団体等の統計では2兆円近くの規模があると聞いているが、そちらを先に検討するというのであれば分かる。規模的にもどうなのかと思う。

○ 国際分類との対応ということでもそれらしきものはあるとは言え、大道具とか照明だけということではなくて、「舞台芸術に付帯するサービス」ということでまとめて一つにしているようだし、JSICにも「8096 娯楽に付帯するサービス業」とか「8025 演芸・スポーツ等興行団」とかもあるので、そこに入れる方法もある。アクティビティをどう規定し、それをどこに入れるのかなどの全てについて「これが正解だ」という内容が全く見えてこないの、このままでは難しいではないか。

○ 同感である。「7499 その他の技術サービス業」には「電気保安協会」や「プラントエンジニアリング業」などが内容例示にあって、そこに「舞台制作技術サービス業」を同じ分類として並べて立てることには違和感がある。国際分類を見ても装置等の技術というよりも、舞台というコンテンツをプロデュースする産業をイメージしているように思われるので、もし立項するのであれば「80 娯楽業」の方が良いのではないか。

そもそも、どれぐらいの人がどのような分野で関わっているのかが分からないということだが、例えば、どういう職種の人がどのような産業にいて舞台関連の制作に関わっているのかなどについて、一度、職種や労働者の統計から把握した上で、検証することはできないのか。

← 御指摘の点に関してははっきりと確認したい。現段階では、厚生労働省の「職業情報提供サイト」から確認できた「舞台技術スタッフ」と「舞台照明スタッフ」という二つの職種があることは把握できているが、これらも含めて確認を行いたい。

← 「舞台制作技術サービス業」をどの部門に位置付けるかについて、「749 その他の技術サービス業」での立項を提案しているが、国際分類の観点等を踏まえると、産業分類を担当している統計企画室としては、最終的な着地点としては「802 興行場（別掲を除く）、興行団」を考えている。

← 「08 設備工事業」などを「舞台制作技術サービス業」に入れるのかについては、「舞台制作技術サービス業」に入りそうな産業の中から「舞台制作技術サービス業」に入れる産業を絞り込んでいくことを考えている。例えば、「08 設備工事業」においては「建設業法における許可業種」の分類項目となっているので、舞台専業で営んでいる設備工事業を「建設業」に位置付けて、生産物分類の検討の際に舞台専業の電気工事サービス業のようなものを作ることが本来あるべき姿であろうと考えている。

← また、例として説明した「製造業」については、大道具や舞台セットを作っている場合も一義的には製造業である。さらに、「92 その他の事業サービス業」の「9231 警備業」に関しても「2号警備」（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第2号に規定された業務）と言われるものがあり、この中に「雑踏警備」という業務がある。これはコンサートやイベントなどの警備を行う業務に必要な資格であり、これも「2号警備」に含まれており、「警備業」の免許がなければその業務はできないので、「9231 警備業」に分類されることになる。これも生産物分類での検討が可能であればその際に検討することになる。

このように舞台に関わる産業を絞り込み、最後は国際分類にあるような大道具などを操作する人たちの業種を設定するという着地点を考えている。そこで、数量的なものをどのように把握するかを考えているところである。したがって、全てのものをここに入れ込むのは難しいということは政策担当原課とも認識を共有している。

- 舞台監督のアクティビティと大道具制作のアクティビティが同じ産業という説明には違和感がある。用途分類で舞台関連サービスとするのであればまだ良いが、産業分類とは違うのではないか。また、経済産業省の説明のように産業を絞っていくと何が残るのかということになり、そうすると規模が縮小して、量的基準を満たさなくなることも考えられる。方向性からするとむしろ生産物分類で検討の方が自然ではないかと思う。
  - ← 量的基準に関して、現時点の業界団体の数量には入っていないが、歌舞伎、歌劇団などの組織もあり、子会社として舞台の技術をサポートする事業所もある。それらが入ってくると数字も変わってくると思うので、その点は考慮する必要があると考えている。
- 新しい項目として立項するかどうかについては、本日出された意見を踏まえて検討して欲しい。また、本日出された意見の他に是非検討してほしいポイントがあれば、事務局に連絡されたい。本件については引き続き検討することとしたい。

#### (5) 議題5 「大分類M-宿泊業，飲食サービス業」について

「大分類M-宿泊業，飲食サービス業」を担当する厚生労働省から資料5-1～5-3に基づく改定案の説明後に質疑応答が行われた。制度改正等に伴う改定案は了承され、新規立項に関する「施設給食業」等については、提出された意見を踏まえ、引き続き検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「施設給食業」については、事業所はどこになるのか。学校や病院の中を事業所とするのか、実際に給食を作って提供する会社自体になるのか。
- 今回移項する計画の「オーセンティックバー」が「遊興飲食をさせる事業所」という基準の「遊興」の部分がないから分けるということであるが、それならば、「7622 料亭」はどうなのか。「料亭」の説明には「遊興飲食させる」とあるが、料亭の中には「遊興」の部分がなく「飲食」させるだけの料亭も多いというのが一般的である。そうすると、「7621 日本料理店」とどう違うのかということがある。また、「7621 日本料理店」の例示に「鳥料理店」があるが、「焼き鳥店」は「765 酒場，ビヤホール」に入っている。また、「7623 中華料理店」と「7624 ラーメン店」とが分かれているし、「7691 ハンバーガー店」だけが特出しされている。

このように、今回の改定案を検討するに当たって、改めて中分類「76 飲食店」をみると、アクティビティを産業分類として分ける場合、用途で分けているとも見えないし、どのような基準で分類されているかが不明確である。そのような問題点は検証しないのか。

- ← 施設給食業について、職場で社員食堂などが運営されている場合には、一区画を占めた経済活動が行われているので事業所に該当すると考える。ただし、実査上、その事業の活動だけを区分した経理帳簿がないと回答ができないので、どこまでを事業所としての活動を捉えるのかは整理したい。「事業所」が調理現場にあると整理できるのではないかと考えている。
- 調理現場が事業所ということになると、事業所は学校とか病院ということになるのではないか。聞きたかったのは、今日、最初に議論した事業所の定義と矛盾がないように整理することが必要で

あるということがある。それに加えて、学校、病院の有料の食堂を事業所として認めるのは分かるが、給食や病院食などはその場で買う訳ではないが、お金のやりとりがないだけで、有料の食堂と行っている活動は同じである。その際、事業所をどのように定義すべきなのかがある。その2点が気になっている。事業所を全て現場の調理場で決めることにすると、帳簿の問題が出てきて事業所の定義と関わってくるので、そこはしっかり想定しておいた方が良いのではないかと。

← 中分類「76 飲食店」の分類に関する御指摘については、分類の基準の議論の際に指摘された問題と本質的には同じ問題と考えている。資料5-3の2番目のところでも同様の提案（例示の追加）があつて、事務局としても検討中としており、御指摘の事項を考慮して全体を見ながらどのように位置付けることが可能かを検討しているところである。しかし、これまでの経緯があつて、現行のJSICとなっていると思うので、どこまでの改定が可能かをこの段階では明確には答えられないが、各府省庁とも相談しながら可能な限り生産技術の類似性の観点等からどこまで見直しができるかを検討したい。

- この問題は、今後も事例がたくさん出てくると思うので、その時にも原則とどこまで適合するのかを考えていきたい。
- 「配達飲食業」について、飛行機の機内食、列車や船の食事の説明があつたが、これらは「配達飲食サービス業」となり、給食とは違って今までの個人向けのデリバリーと同じ分類とすることなのか。改定案は、学校とか、病院の給食だけを別に分けると理解したのだが、定義を個人向けか多人数向けかで分けると、機内食などの配食はデリバリーとは産業が異なるような印象があり、定義が曖昧なように思うが、その点はどのように考えているか。
  - ← 機内食の場合、機内食の製造会社が航空会社からの依頼により製造するので、事業者向けである「施設給食業」に該当する場合もあるのではないかと考える。ただし、機内食が「給食」に該当する場合と「食品製造業」に該当する場合との境界が不明確な部分がある。今後、両者が明確になるように定義を検討したい。
- どちらなのかと問われると難しいことだとは思いますが、できるだけ分かりやすい定義としていただきたい。
- 厚生労働省においては、本日出された意見を踏まえ、事務局とも相談しながら指摘された事項の検討を行ってほしい。

#### (6) 議題6 「大分類N-生活関連サービス業、娯楽業」について

「大分類N-生活関連サービス業、娯楽業」を所管する総務省（統計局）、厚生労働省、国土交通省及び経済産業省から資料6-1～6-2に基づき改定案の説明後に質疑応答が行われた。改定案は概ね了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「医業類似行為を除く」ということであるが、「医療行為」と「療術業」、「医業類似行為」との関係がよく分からない。「その他の療術業」は「医療行為」ではないのか。
  - ← 「医療行為」ができるのは医師法に基づき医師、歯科医師等の資格を有している者に限定されており、その資格を持っていない者が行うのが「医業類似行為」であり、その中に国家資格を持つて行うことができるのが「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」として「8351 療術業」に分類され、国家資格を持たない者が行う「医業類似行為」が「8359 その他の療術業」に分類さ

れていると認識している。

- 「7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」や「7894 ネイルサービス業」は、前回改定（第13回改定）において新設した細分類である。新設後、最初に行われた調査である「平成28年経済センサス活動調査」の調査結果のデータを見ると、上位分類「789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の売上高の10%を大きく下回っており、量的基準を満たしていない。量的基準が全てではなく、成長産業であれば良いとは思いますが、このような小さな業種を思いつきのよう立項した経緯として、立項当時は量的基準をクリアしている前提で検討されたのだとは思いますが、蓋を開けてみたら産業規模としては非常に小さいというのはいかがなものかと思う。そのようなことがないように新規立項については、慎重に、産業分類はどのようにあるべきか、（分類）基準はどのようにあるべきなのかを考えながら、しかも量的基準についても正確にカウントできるような状態で策定していかなければいけないのではないかと思う。
- 量的基準を満たすかどうかについては、もう少し慎重に検討することを考えた方が良いのではないかとこのことを議事録にテイクノートをお願いする。

#### （7）議題7 「細分類 レッカー車業」の新設について（その2）

細分類に新規立項が提案されている「レッカー車業」について、国土交通省から当該産業の実態把握のために業界団体が実施しているアンケート調査の計画等の報告が行われた。座長からは、引き続き調査を進め、産業規模等の把握を行うこと及び調査結果の報告を行うよう要請が行われた。

#### （8）議題8 その他

事務局から国際標準分類の改定状況及び改定スケジュールについての報告が行われ、座長から引き続き情報収集を行うことが要請された。

次回の検討チームは、令和4年5月13日（金）10：00～12：00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

（以上）